

別紙1 様式2

秘密保持誓約書（受託者用）

福岡県柳川市橋本町 631 番地 7
有明生活環境施設組合 御中

「(会社名): _____」(以下、「弊社」といいます。)は、有明環境施設組合(以下、「貴組合」といいます。)に対し、有明ひまわりセンター第2期包括的運営事業(以下、「本事業」といいます。)に関する秘密保持義務について、以下の事項を誓約します。

第1条（本件秘密情報）

1 本件秘密情報とは、本事業の募集及び本事業に関し貴組合または株式会社タクマから開示されたすべての情報及び弊社が本事業の遂行の過程またはその結果知り得たすべての情報をいいます。

2 以下の各号のいずれかに該当するものと弊社が立証した情報は、本件秘密情報に含まれないものとします。

- (1)開示前から既に公知であった情報
- (2)開示後に弊社の責によらずに公知となった情報
- (3)弊社が相当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
- (4)法律上の要求に基づき、弊社が開示義務を負う情報

第2条（本件秘密情報に関する義務）

1 弊社は、本件秘密情報を、本事業を円滑に遂行する目的以外に使用せず、貴組合の書面による事前の許可のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して開示・漏洩しないものとします。

2 弊社は、本事業に関する業務に直接関与する弊社の従業員（本件秘密情報に関する秘密保持契約等を弊社との間で締結した従業員に限り、）以外の者には一切本件秘密情報を開示しないものとします。

3 弊社は、本件秘密情報について、貴組合の書面による事前の承認を得ずに、社外に持ち出したり、社外に送信したりしないものとします。

4 弊社は、貴組合が指示する場合、その指示に従って情報管理措置を実施し、その実施状況について報告するものとします。

第3条（違反の場合の措置）

1 弊社が本誓約書に定める条項に違反したまたは違反するおそれのある場合、貴組合は、弊社に対し違反行為の停止または予防を請求することができ、併せて違反行為の停止または予防に必要な行為を請求することができるものとします。

2 弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴組合に対し、違約金として本事業の契約金額の 5 パーセントに相当する金額を遅滞なく支払い、また、当該違反によって貴組合に生じたすべての損害（間接的損害を含みます。）を遅滞なく賠償するものとします。

第4条（本件秘密情報の返還、破棄）

弊社は、本事業が終了した後、貴組合の指示に従い、本件秘密情報及び本件秘密情報を含む情報・資料等（複製物がある場合は当該複製物を含みます。）を直ちに返還または破棄するものとします。

第5条（監査）

本件秘密情報の漏洩が疑われる場合、貴組合は、本件秘密情報の管理状況に関し、受託者執務スペース及び弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。

第6条（有効期間）

本誓約書に規定された弊社の義務は、本事業が終了した後も有効とし、弊社を法的に拘束し続けるものとします。

第7条（裁判管轄）

本誓約書に関する一切の紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

令和 年 月 日

上記誓約いたします：(会社名)